

防整施第6945号  
28.3.31  
一部改正 防整施第4965号  
令和2年3月30日  
一部改正 防整施第20419号  
令和2年12月23日  
一部改正 防整施第7766号  
令和6年3月29日  
一部改正 防整施第14905号  
令和6年6月26日

大臣官房長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

#### 建設工事等に係る契約の保証に関する取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28.3.31）の別紙の第2項に規定する技術業務をいう。）について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事等に係る契約の保証に関する取扱いについて（防整施第15618号。）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 契約の保証に関する取扱要領

## 1 建設工事請負契約等における契約の保証

- (1) 建設工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第423号。令和5年12月26日）に規定する建設工事請負契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）」第4条（A）、設計等技術業務委託契約書（設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28.3.31）に規定する設計等技術業務委託契約書（以下「設計等技術業務委託契約書」という。）」第4条又は事業監理業務委託契約書（事業監理業務委託契約書について（防整施第6935号。28.3.31）に規定する事業監理業務委託契約書（以下「事業監理業務委託契約書」という。）」第3条に規定するとおり、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）」第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる契約の保証のいずれかに掲げるものを求め、建設工事請負契約書、設計等技術業務委託契約書又は事業監理業務委託契約書（以下「建設工事請負契約書等」という。）」の案の提出とともに同表の左欄に掲げる契約の保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。

ただし、当分の間、建設工事請負契約書等の「契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等」については、国債（利付国債に限る。以下同じ。）に限るものとし、建設工事請負契約書等の「銀行、発注者が确实と認める金融機関」（事業監理業務委託契約の場合にあっては、「銀行又は発注者が确实と認める金融機関」）については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

契約保証金の納付	<p>保管金領収証書（落札者が契約保証金の金額に相当する金額の金銭を防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。）の保管金取扱店（以下「保管金取扱店」という。）に納付し、保管金取扱店から交付を受けたもの）</p>
----------	--

	及び保管金提出書（付紙様式第1）
契約保証金に代わる担保としての国債の提供	政府担保振替国債提供書（政府担保振替国債取扱規則（平成23年財務省令第15号）別紙第二号書式）及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）
銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証	銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書
公共工事履行保証証券による保証	保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関（以下「保険会社等」という。）が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
履行保証保険契約の締結	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

- (2) 建設工事請負契約書第4条（B）に規定するとおり、契約担当官等は、落札者に対し、債務の履行を保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）する請負代金額の10分の3以上の保証金額を付した公共工事履行保証契約の締結を求め、建設工事請負契約書の案の提出とともに公共工事履行保証証券に係る証券を提出させるものとする。
- (3) 前2号の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により建設工事請負契約書

等の作成を省略できる建設工事請負契約等（建設工事請負契約書を用いる契約（以下「建設工事請負契約」という。）、設計等技術業務委託契約書を用いる契約（以下「設計等技術業務委託契約」という。）又は事業監理業務委託契約書を用いる契約（以下「事業監理業務委託契約」という。）をいう。以下同じ。）である場合は、契約の保証を要しないものとする。

## 2 請負契約締結時における取扱い

### (1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当官等は、落札者から、建設工事請負契約書等の案の提出とともに保管金領収証書及び保管金提出書（付紙様式1）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を締結するものとする。

(ア) 保管金領収証書が保管金払込事務等取扱規定（昭和26年大蔵省令第30号）第二号書式に従ったものであること。

(イ) 保管金領収証書及び保管金提出書に記載の保管金の金額が契約保証金の金額と同一であること。

イ 契約担当官等は、アの確認の後、保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏（代理を含む。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、保管金領収証書及び保管金提出書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

ウ 契約担当官等は、歳入歳出外現金出納官吏から受注者に交付される保管金受領証書（保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第一号書式）の写しを建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

### (2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

ア 契約担当官等は、落札者から、建設工事請負契約書等の案の提出とともに政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であること。

(イ) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の総額が契約保証金の金額と同一であること。

(ウ) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債が、利付国債であること。

イ 契約担当官等は、アの確認の後、政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を有価証券取扱主任官に提出するものとする。

なお、政府担保振替国債提供書確認資料の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

ウ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官が承認し、受注者に交付される政府担保振替国債提供書の写しを建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

エ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官から受注者に交付される政府担保振替国債受入済通知書（政府担保振替国債取扱規則別紙第三号書式）の写しを

建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

オ 契約担当官等は、エの通知書の写しを受けとった後、建設工事請負契約等を締結するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、落札者から、建設工事請負契約書等の案の提出とともに建設工事請負契約等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を締結するものとする。

(ア) 名宛人が契約担当官等であること。

(イ) 保証人が金融機関等であること。

(ウ) 保証委託者が落札者であること。

(エ) 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

(オ) 保証債務の内容が、建設工事請負契約書等に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(カ) 保証に係る工事名（設計等技術業務委託契約及び事業監理業務委託契約の場合にあっては、業務の名称。以下同じ。）が建設工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(キ) 保証金額が契約保証金額以上であること。

(ク) 保証期間が工期（設計等技術業務委託契約の場合にあっては、履行期間、事業監理業務委託契約の場合にあっては、委託期間。以下同じ。）を含むものであること。

(ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。

イ 建設工事請負契約等を締結後、保証書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当官等は、落札者から、建設工事請負契約書等の案の提出とともに建設工事請負契約等についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を締結するものとする。

(ア) 債権者（履行保証保険の場合にあっては、被保険者）が契約担当官等であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が落札者であること。

(エ) 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあっては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあっては、契約不適合を保証する特約条項）その他証券

に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。

(オ) 主契約内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容）としての工事名が建設工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(カ) 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が請負代金額の10分の1以上（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあつては、10分の3以上）であること。

(キ) 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険期間）が工期を含むものであること。

イ 建設工事請負契約等を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

### 3 受注者の債務不履行による代替履行請求時の取扱い

(1) 契約担当官等は、公共工事履行保証証券による証券が付された場合において、受注者が建設工事請負契約書第49条各号又は第50条各号のいずれかに該当するときは、建設工事請負契約書第52条第1項の規定に基づき、保証人に対し、公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）を添えて代替履行請求を行うものとする。

(2) 契約担当官等は、前号の請求を行った後、保証人から保証金を支払う旨の通知があつた場合は、直ちに歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。

(3) 契約担当官等は、歳入徴収官から保証人から保証金が納付された旨の通知を受けた場合には、直ちに建設工事請負契約を解除するものとする。

(4) 契約担当官等は、保証人が選定した代替履行业者を適当と認めた場合には、建設工事請負契約書第47条第2項の規定に基づき、保証人に対し、直ちにその旨を通知すること。

(5) 契約担当官等は、第1号の請求及び第2号又は前号の通知の写しを建設工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。ただし、電磁的方法による提出の場合は、この限りでない。

### 4 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当官等は、建設工事請負契約書第49条各号若しくは第50条各号、設計等技術業務委託契約書第48条各号若しくは第49条各号又は事業監理業務委託契約書第36条各号若しくは第37条各号のいずれかに該当するとき（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合を除く。）は、すみやかに、建設工事請負契約等を解除するものとする。ただし、工期、履行期間又は委託期間経過後相当の期間内に工事（設計等技術業務委託契約及び事業監理業務委託契約の場合にあつては、業務。以下同じ。）を完成する見込みがあるときは、建設工事請負契約書第57条第1項第1号、設計等技術業務委託契約書第56条第1項第1号又は事業監理業務委託契約書第44条第1項第1号の規定により損害金を徴収して工事を完成させても差し支えない。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当官等は、建設工事請負契約書第49条若しくは第50条、設計等技術業務委託契約書第48条若しくは第49条又は事業監理業務委託契約書第36条若しくは第37条の規定に基づき、契約を解除した場合は、歳入歳出外現金出納官吏に契約保証金に係る保管金を歳入へ納付する旨の依頼書（付紙様式第2）を提出するものとする。

なお、依頼書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 契約担当官等は、建設工事請負契約書第57条第2項、設計等技術業務委託契約書第56条第2項又は事業監理業務委託契約書第44条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

ア 契約担当官等は、建設工事請負契約書第49条若しくは第50条、設計等技術業務委託契約書第48条若しくは第49条又は事業監理業務委託契約書第36条若しくは第37条の規定に基づき、契約を解除した場合は、有価証券取扱主任官に契約保証金に代わる振替国債が国庫へ帰属した旨の通知書（付紙様式第3）を提出するものとする。

なお、通知書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 契約担当官等は、建設工事請負契約書第57条第2項、設計等技術業務委託契約書第56条第2項又は事業監理業務委託契約書第44条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、建設工事請負契約書第49条若しくは第50条、設計等技術業務委託契約書第48条若しくは第49条又は事業監理業務委託契約書第36条若しくは第37条の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（付紙様式第4）及び解除通知の写しを金融機関等に提出し、歳入徴収官（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に債権発生のお知らせを行うものとする。

なお、保証金請求書及び債権発生のお知らせの写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 契約担当官等は、建設工事請負契約書第57条第2項、設計等技術業務委託契約書第56条第2項又は事業監理業務委託契約書第44条第2項に規定する違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当官等は、建設工事請負契約書第49条若しくは第50条、設計等技術業務委託契約書第48条若しくは第49条又は事業監理業務委託契約書

第36条若しくは第37条の規定に基づき、契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額））を記載した保証金請求書（付紙様式第4）（履行保証保険の場合にあつては、保険金請求書（付紙様式第4））。以下同じ。）、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社等（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）に提出し、歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。

なお、保証金請求書及び債権発生のお知らせの写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

イ 契約担当官等は、建設工事請負契約書第57条第2項、設計等技術業務委託契約書第56条第2項又は事業監理業務委託契約書第44条第2項に規定する違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を超過している場合は、別途、受注者から超過額を徴収するものとする。

## 5 工事完成時の取扱い

### (1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当官等は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書（付紙様式第5）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金出納官吏に保管金払渡請求書を提出するものとする。

なお、保管金払渡請求書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) 保管金払渡請求書に記載された住所氏名等が保管金提出書に記載されている住所氏名等と同一であること。

(イ) 保管金払渡請求書に記載の保管金の金額が契約保証金の金額と同一であること。

### (2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

ア 契約担当官等は、受注者に対し、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書（政府担保振替国債取扱規程別紙第四号書式）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、有価証券取扱主任官に政府担保振替国債払渡請求書を提出するものとする。

なお、政府担保振替国債払渡請求書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座の情報が正確であること。

(イ) 政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の名称、記号、金額及び



政府担保番号が第2項第2号エの政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

ウ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官から受注者に交付される政府担保振替国債保管口座において減額の記載又は記録がされた旨の通知書（以下「振替国債払渡通知書」という。）並びに受注者が当該通知書を受領した旨を記載した政府担保振替国債払渡請求書について、その写しを契約書と一緒に綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物（設計等技術業務委託契約の場合にあっては、成果物。以下本号において同じ。）の引渡しを受けたときは、銀行等の保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。以下本号において同じ。）を受注者を通して銀行等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書はそのまま建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

なお、銀行等の保証書を受注者に交付する際には、受注者から保証書を受領した旨の受領書（付紙様式第6）を提出させ、受領書及び保証書の写しは建設工事請負契約書等に綴っておくものとする。ただし、電磁的方法による提出の場合は、この限りでない。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

契約担当官等は、受注者から工事目的物の引渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録。異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）はそのまま建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

6 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当官等は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の金額（公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が変更後の請負代金額の100分の5以下（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあっては、10分の3未満）になるときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金の金額又は契約保証金の金額及び保証金額、公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証金額、履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあっては、10分の3以上）に増額変更するものとする。

(1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当官等は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとする場合は、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等（建設工事請負契約書、設計等技術業務委託契約書又は事業監理業務委託契約書の変更契約書をいう。以下同じ。）の案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の金銭を保管

金取扱店に納付した旨の保管金領収証書及び保管金提出書（付紙様式第1）を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに保管金領収証書及び保管金提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を契約変更するものとする。

(ア) 保管金領収証書が保管金払込事務等取扱規定第二号書式に従ったものであること。

(イ) 保管金領収証書及び保管提出書に記載の金額が契約保証金の増額分に相当する金額と同一であること。

ウ 契約担当官等は、イの確認後、保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出するものとする。

なお、保管金領収証書及び保管金提出書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

エ 契約担当官等は、歳入歳出外現金出納官吏から受注者に交付される保管金受領証書について、その写しを建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

ア 契約担当官等は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の国債が記載された政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の名称並びに記号、利息の支払期並びに償還期限が政府担保振替国債提供書確認資料と同一であること。

(イ) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債の総額が契約保証金の増額分に相当する金額と同一であること。

(ウ) 政府担保振替国債提供書に記載の振替国債が、利付国債であること。

ウ 契約担当官等は、イの確認の後、政府担保振替国債提供書及び政府担保振替国債提供書確認資料を有価証券取扱主任官に提出するものとする。

なお、政府担保振替国債提供書確認資料の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

エ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官から受注者に交付される政府担保振替国債提供書について、その写しを建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

オ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官が振替国債取引店から日本銀行政府担保振替国債取扱規定第2条第1項の規定による通知を受けた後に受注者に

交付する政府担保振替国債受入済通知書について、その写しを建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

カ 契約担当官等は、オの通知書の写しを受けとった後、建設工事請負契約等を契約変更するものとする。

(3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を変更するものとする。

(ア) 名宛人が契約担当官等であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が建設工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）の増額変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあっては、10分の3以上）に増額変更する旨の保険会社等（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあっては、（ア）から（カ）まで、履行保証保険の場合にあっては、（イ）から（キ）まで）等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を変更するものとする。

(ア) 債権者が契約担当官等であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあっては、保険会社）の記名があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあっては、保険契約者）が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であるこ

と。

(カ) 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1以上（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあっては、10分の3以上）であること。

(キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

## 7 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当官等は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、受注者から契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金額及び保証金額の両方又はいずれか、公共工事履行保証証券の場合にあっては、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあっては、10分の3）の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金額及び保証金額の両方又はいずれか、公共工事履行保証証券の場合にあっては、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1以上（建設工事請負契約書第4条（B）を適用する場合にあっては、10分の3以上）に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

### (1) 契約保証金についての取扱い

ア 契約担当官等は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに契約保証金の減額分につき保管金の返還を求める旨の保管金払渡請求書（付紙様式第5）の提出を求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに保管金払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、工事請負契約を契約変更するものとする。

(ア) 保管金払渡請求書に記載された住所氏名等が保管金提出書に記載されている住所氏名等と同一であること。

(イ) 保管金払渡請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること。

ウ 契約担当官等は、イの確認後、保管金払渡請求書を歳入歳出外現金出納官吏に提出するものとする。

なお、保管金払渡請求書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

### (2) 契約保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

ア 契約担当官等は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、振替国債の可分性を考慮して、減額分を決定すること。）を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに契約保証金の減額分につき振替国債の返還を求める旨の政府担保振替国債払渡請求書の提出を求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認するものとする。

(ア) 政府担保振替国債払渡請求書に記載された振替先口座の情報が正確であること。

(イ) 政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の総額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること。

(ウ) 政府担保振替国債払渡請求書に記載の振替国債の名称、記号、金額及び政府担保番号が第2項第2号エの政府担保振替国債受入済通知書と同一であること。

ウ 契約担当官等は、イの確認の後、政府担保振替国債払渡請求書を有価証券取扱主任官に提出するものとする。

なお、政府担保振替国債払渡請求書の写しは建設工事請負契約書等と一緒に綴っておくものとする。

エ 契約担当官等は、有価証券取扱主任官から受注者に交付される振替国債払渡通知書並びに受注者が当該通知書を受領した旨を記載した政府担保振替国債払渡請求書について、その写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

オ 契約担当官等は、エの通知を受けた後、建設工事請負契約等を契約変更するものとする。

### (3) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（付紙様式第7）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が契約担当官等であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事の工事名が建設工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、変更契約書（電磁的方法による提出の場合

はその出力書面又は電磁的記録)は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書(付紙様式第7)を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上(建設工事請負契約書第4条(B)を適用する場合にあっては、10分の3以上)に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が契約担当官等であること。

(イ) 保証人の記名があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 減額後の保証金額が変更後の請負代金額の10分の1以上(建設工事請負契約書第4条(B)を適用する場合にあっては、10分の3以上)であること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、異動承認書(電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録)は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

8 工期の延長時の取扱い

契約担当官等は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

(1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を変更するものとする。

(ア) 名宛人が契約担当官等であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。

- (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。
- (エ) 保証に係る工事の工事名が建設工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。
- (オ) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

## (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から建設工事請負変更契約書等の案の提出とともに異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、建設工事請負契約等を変更するものとする。

- (ア) 債権者が契約担当官等であること。
- (イ) 保証人の記名があること。
- (ウ) 債務者が受注者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

## 9 工期の短縮時の取扱い

契約担当官等は、工期の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

### (1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（付紙様式第7）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げ

る事項等に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が契約担当官等であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が建設工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

## (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、受注者に対して、建設工事請負契約等の変更後、保証契約内容変更承認書（付紙様式第7）を交付し、契約担当官等が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が契約担当官等であること。

(イ) 保証人の記名があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

## 10 履行遅滞時の取扱い

契約担当官等は、履行遅滞が生じた場合において、建設工事請負契約書第57条第1項、設計等技術業務委託契約書第56条第1項又は事業監理業務委託契約書第44条第1項の規定により損害金を徴収して、工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

なお、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続を行わなくて差し支えない。

### (1) 金融機関等の保証についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対



して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が契約担当官等であること。

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事名が建設工事請負契約書等に記載の工事名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6月以上確保されていること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、変更契約書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

## (2) 公共工事履行保証証券についての取扱い

ア 契約担当官等は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、受注者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約担当官等は、受注者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等に誤りがないかを確認の上、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が契約担当官等であること。

(イ) 保証人の記名があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 異動後の保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれていること。

ウ 建設工事請負契約等の変更後、異動承認書（電磁的方法による提出の場合はその出力書面又は電磁的記録）は建設工事請負契約書等と一緒に綴り、又は保管しておくものとする。

## 1.1 その他

契約担当官等は、公共工事用保証契約基本約款の第4条（債権者による通知）、第5条（主契約の内容の変更）及び第6条（工期の変更）の規定に基づく保証人への通知事項の取扱いに十分留意するものとする。

保 管 金 提 出 書

番 号	年度第	号
-----	-----	---

(提出の事由) 契約保証金

歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名 殿

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
電 話 番 号

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金

---

工事名 (業務名)

---

歳入歳出外現金出納官吏 殿

会計機関名  
役 職 氏 名

契約保証金に係る保管金の歳入の納入について（依頼）

会計法第29条の9の規定により納付された下記保管金について、債務不履行により当該契約を解除したので、歳入の納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)	年度 第 号	種 目	入札保証金
提出年月日 (当初)	年 月 日	保管金の 金 額	円
提出者氏名			

有価証券取扱主任官 殿

会計機関名  
役 職 氏 名

契約保証金に代わる振替国債の国庫帰属について（通知）

会計法第29条の9の規定により納付された下記振替国債について、債務不履行により当該契約を解除したため、国庫に帰属したことを通知します。

記

合計金額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円
------	-----	-------	-------	-------

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の 住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

名 称					回記号		
金 額	百 十	億 千 百	十 万 千	百 十 円	償還期限	年 月 日	
					利息支払期	月 日	年 回
所有者の 住所氏名							
備 考							
政府担保番号							

保証金（保険金）請求書

年 月 日

（金融機関等又は保険会社名） 御中

住 所

氏 名 会計機関名 役 職 氏 名

請求者〇〇〇と工事請負契約（工事名※〇〇〇）を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、歳入徴収官より、納入告知書を送付するので、それに従ってください。

記

請 求 金 額 円

証券番号

[注]・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

※ 設計等技術業務委託契約又は事業監理業務委託契約の場合は、「業務名」とする。

保管金払渡請求書

(提出の事由) 契約保証金

歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名 殿

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
電 話 番 号

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください

金

工事名 (業務名)

保管金提出書の 年 月 日  
日付及び番号 年度 第 号

振込先

銀行 支店

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名義

支店番号

口座番号

保証書に係る受領書

会計機関名                      役 職                      氏 名                      殿

年    月    日

住            所  
商号又は名称  
氏            名  
電 話 番 号

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

保証契約内容変更承認書

年 月 日

(金融機関等又は保険会社名) 御中

住 所

氏 名 会計機関名 役 職 氏 名

下記保険契約の内容変更について承認する。

記

1 変更する保証契約の内容

(1) 証 券 番 号 :

(2) 保証委任者又は債務者名 :

(3) 工 事 名 ( 業 務 名 ) :

2 保証契約内容変更の承認事項 (該当箇所の□にレを記入する。)

補償金額の減額 (減額前の保証金額: 円)  
(減額後の保証金額: 円)

補償期間の短縮 (短縮前の保証期間の終期 年 月 日)  
(短縮後の保証期間の終期 年 月 日)

その他  
( )

[注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。